



様式第16号（第12条関係）

令和8年2月25日

三豊市長様

申請者 所在地 三豊市仁尾町仁尾辛34番地2
名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊仁尾
代表者氏名 清算人 真鍋 芳和
電話番号 0875-82-5207

地域内分権推進交付金実績報告書

令和7年4月1日付け三政地第14号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 8,439,081 円

2 添付書類

- (1)事業報告書
- (2)決算監査報告書
- (3)財産目録
- (4)貸借対照表
- (5)収支計算書
- (6)全役員名簿
- (7)事業年度末の定款又は規約
- (8)その他市長が必要と認める書類

令和7年度事業報告書

（令和7年4月1日～令和7年11月28日）

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾

1.事業の成果

自主事業では4部会（教育福祉・安心安全・観光交流・研修調査広報）が、それぞれの分野で様々な事業を積極的に展開した。

教育福祉部会は、イルミネーション事業や干支絵付け体験事業を開催し地域の賑わいに寄与し交流の場を創出した。また、学校行事や地域のイベント・ゴミ収集日を1つにまとめた仁尾くらしカレンダーを隔月発行し全戸に配布した。

安心安全部会は、安心して暮らせるまちづくり活動として地域防災訓練及び支援事業、清潔で住み良い居住環境づくり推進事業として花苗配布などの活動を展開した。

観光交流部会は、nio machi appliを更新・公開し観光客等の集客を図った。また交流会事業を開催し、会員と他町団体、仁尾町民、その他住民との交流を図った。さらに、まち歩きガイド養成講座事業を年2回開催。まち歩きのコースを設定し、参加者を募り、まち歩きを実践することでガイドが出来る人員を養成した。

研修調査広報部会は、ホームページや広報紙を通しまちづくり推進隊仁尾の活動を町内外へ広くPRした。また、持込資源収集事業を開催し、市民の皆様役に立ち、幸福に資する事業を実施した。

移譲業務においては、自治会連合会仁尾支部・地区衛生組織連合会仁尾支部の事務局として自治会長・地区衛生委員と意思疎通を図り、円滑に業務を遂行した。

2.個別事業報告書

自主事業

【教育福祉部会】

事業名	教育福祉部会の開催		
事業目的	事業を円滑に遂行するため、毎月部会を開催する。		
事業内容	教育・健全育成・高齢者福祉等に関する部会を開催した。		
実施日時	通年（毎月第3週）5/14・6/18・7/16・8/21・9/12・10/15・11/10		
実施場所	市民センター仁尾会議室		
受益者	会員・仁尾町民他	従事人数（実人数）	9人
		従事人数（延人数）	54人
本事業の評価	自主事業の立案・計画・実施・事業評価・活動報告等、重要な会議である。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
決算額	収入額	0円	支出額 0円

事業名	仁尾くらしカレンダー発行事業		
事業目的	カレンダーにより市民生活の充実を図る。		
事業内容	学校行事・地域のイベント・まちづくり推進隊関連事項・ゴミ収集日等を1つにまとめたカレンダーを発行し、全戸に配布した。両面印刷、隔月発行、年5回発行した。		
実施日時	通年（隔月発行）		
実施場所	まちづくり推進隊仁尾事務局		
受益者	仁尾町民	従事人数（実人数）	19人
		従事人数（延人数）	114人
本事業の評価	町民にとってかかせないカレンダーであり、廃止すると市民生活に影響が出る。事業承継要望する。	次年度以降の実施予定	継続・ 廃止
決算額	収入額	162,800円	支出額 162,800円
	内訳 受取交付金	162,800円	内訳 印刷製本費 162,800円

事業名	バス停ベンチ設置及び維持管理事業		
事業目的	利用者の利便性および休息の場を提供する。		
事業内容	コミュニティバス利用の高齢者や子どもがバス乗車待ち時間に安全安心に利用できるよう、その他ウォーキング途中の休憩等にも利用できるよう、これまでに設置したベンチのメンテナンスや毎月ベンチの清掃活動を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	維持管理：町内バス停8ヶ所 (郵便局前・仁尾小学校前・千代・曾保・家の浦・仁尾マリーナロ・詫間越・南)		
受益者	仁尾町民他	従事人数(実人数)	7人
		従事人数(延人数)	28人
本事業の評価	バスを利用する方、散歩中の方等に変喜ばれており、重要な作業である。解散後、管理委託する。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	70,287 円	支出額 70,287 円
	内訳 受取交付金	70,287 円	内訳 消耗品費 65,287 円
	内訳 受取負担金		内訳 保険料 5,000 円

事業名	干支絵付け体験事業		
事業目的	郷土に伝わる張り子の制作の技術を知るとともに、新年の干支の絵付け体験により、家庭の正月飾りの一助とする。		
事業内容	伝統工芸士である、田井民芸の田井艶子先生の指導により、干支(午)の絵付けをした。		
実施日時	11月13日(木) 13:30~15:00		
実施場所	市民センター仁尾 2階会議室「つたじま」		
受益者	仁尾町民他 大人11人	従事人数(実人数)	5人
		従事人数(延人数)	5人
本事業の評価	毎年参加している方もおり、十二支全部絵付けしたいという意見も多かったが、断念する。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	22,000 円	支出額 22,000 円
	内訳 受取交付金	0 円	内訳 業務委託費 22,000 円
	内訳 受取負担金	22,000 円	

事業名	イルミネーションイベント事業		
事業目的	イルミネーションを飾り明るく華やかな演出で街の賑わいに寄与し交流の場を創出する。		
事業内容	仁尾庁舎を飾りつけ、町行く人々に感動を与える。点灯期間は2週間。		
実施日時	点灯式：9月13日(土) 18:00~18:30 点灯期間：9月13日(土)~9月27日(土) 18:00~21:00		
実施場所	市民センター仁尾駐車場・芝生広場・仁尾町体育センター		
受益者	仁尾町民・通行人・観光客	従事人数(実人数)	12人
		従事人数(延人数)	98人
本事業の評価	仁尾町民、通行人や観光客にも大好評で、たくさんの方が見学にやってきたが、惜しまれる。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	131,621 円	支出額 131,621 円
	内訳 受取交付金	131,621 円	内訳 業務委託費 93,500 円
			印刷製本費 2,789 円
			通信運搬費 840 円
			消耗品費 13,137 円
			賃借料 17,000 円
			保険料 3,550 円
			支払手数料 805 円

【安心安全部会】

事業名	安心安全部会の開催		
事業目的	事業を円滑に遂行するため、毎月部会を開催する。		
事業内容	防災・防犯・交通安全・環境整備に関する部会を開催した。		
実施日時	通年（毎月第3火曜日）5/20・7/22・8/26・9/16・10/21		
実施場所	市民センター仁尾会議室		
受益者	会員・仁尾町民他	従事人数（実人数）	9人
		従事人数（延人数）	28人
本事業の評価	自主事業の立案・計画・実施・事業評価・活動報告等、重要な会議である。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	0円	支出額 0円

事業名	地域防災訓練及び支援事業		
事業目的	防災意識の向上を図る。		
事業内容	町内の自治会及び企業に参加を呼びかけ、避難所に指定されている仁尾小学校で地域防災訓練を実施する。また、各自主防災会が実施する避難訓練参加し、器材等貸し出しや炊出し訓練等の支援を行うとともに、各自主防災会に対しては助成金を支給する。		
実施日時	曾保地区自主防防災訓練支援 9月28日（日） 8:20～12:00 地域防災訓練 11月21日（金） 12:00～15:30		
実施場所	曾保小学校 仁尾小学校		
受益者	曾保地区自主防防災訓練 地域住民他 122人 地域防災訓練 地域住民他 301人	従事人数（実人数）	19人
		従事人数（延人数）	19人
本事業の評価	地域防災力の向上につながる活動であり、小学校の意向もあることから、毎年実施したかった。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	72,750円	支出額 72,750円
	受取交付金	72,750円	諸謝金 50,000円
	内訳		消耗品費 1,815円
			食糧費 0円
			支払手数料 385円
			支払助成金 20,550円

事業名	防災用備品等の備蓄事業		
事業目的	災害発生に備え備蓄品の充実を図る。		
事業内容	大規模災害発生時に避難所が開設された場合、生活環境維持に最低限必要とされる機具及び備品等を備蓄する予定であったが、解散を見据え中止した。		
実施日時	中止		
実施場所	中止		
受益者		従事人数（実人数）	0人
		従事人数（延人数）	0人
本事業の評価		次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	0円	支出額 0円

事業名	清潔で住み良い居住環境づくり推進事業①「清掃活動」		
事業目的	美しく住みよい町づくりを推進する。		
事業内容	仁尾港周辺の不法投棄防止看板設置および海岸清掃を実施し、海岸への愛護意識の向上と海岸環境の美化及び保全に寄与する予定であったが、解散により日程が調整できず、中止。		
実施日時	中止		
実施場所	中止		
受益者		従事人数（実人数）	0人
		従事人数（延人数）	0人
本事業の評価		次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	0円	支出額 0円

事業名	清潔で住み良い居住環境づくり推進事業②「花壇づくり」		
事業目的	美しく住みよい町づくりを推進する。		
事業内容	公園・花壇整備等の美化活動として地域住民へ花の苗を配布し、花のうるおいと町の景観づくりに寄与した。		
実施日時	11月26日（水）9:30～15:00		
実施場所	花配布：市民センター仁尾 植え付け：町内道沿い		
受益者	仁尾町民 （葉ボタン等 1,170株を配布）	従事人数（実人数）	11 人
		従事人数（延人数）	15 人
本事業の評価	町内の美化につながる活動であり、毎年楽しみにしている町民が多いことから継続したかった。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	102,696 円	支出額 102,696 円
	内訳 受取交付金	44,196 円	内訳 消耗品費 102,696 円
	受取負担金	58,500 円	

【観光交流部会】

事業名	観光交流部会の開催		
事業目的	事業を円滑に遂行するため、毎月部会を開催する。		
事業内容	観光交流の振興に関する部会を開催した。		
実施日時	通年（毎月第2木曜日）5/8・6/12・7/10・8/7・9/11・10/90・11/13		
実施場所	市民センター仁尾会議室		
受益者	会員・仁尾町民他	従事人数（実人数）	7 人
		従事人数（延人数）	33 人
本事業の評価	自主事業の立案・計画・実施・事業評価・活動報告等、重要な会議である。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	0 円	支出額 0 円

事業名	ウェブ「nio machi appli」維持管理事業		
事業目的	仁尾町の魅力を発信し、観光振興の一助とする。		
事業内容	【nio machi appli】（ウェブアプリ）の更新・維持管理を行い、仁尾町の魅力・おすすめスポット等を発信し、仁尾町内へ観光客の集客を図った。		
実施日時	通年		
実施場所	まちづくり推進隊仁尾事務局		
受益者	仁尾町民・観光客	従事人数（実人数）	3 人
		従事人数（延人数）	36 人
本事業の評価	最新情報に更新することが重要であったが、アプリの不具合により、8月に提供終了となった。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	0 円	支出額 0 円

事業名	まち歩きガイド養成講座		
事業目的	まち歩きガイドを養成する。		
事業内容	講師の指導のもと実践を行い、ガイドとしての資質を高めるとともに、新たなまち歩きコースの設定も行った。		
実施日時	1回目： 6月 7日（土）10:00～11:50 2回目：10月18日（土） 9:00～17:00		
実施場所	1回目：仁尾町南草木地区 2回目：さぬき市志度		
受益者	仁尾町民・観光客 1回目 10人 2回目 6人	従事人数（実人数）	6 人
		従事人数（延人数）	11 人
本事業の評価	観光客等に喜んでもらうためスキルアップは必須であり、他団体に承継してもらいたい。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	5,000 円	支出額 5,000 円
	内訳 受取交付金	5,000 円	内訳 諸謝金 3,000 円
			保険料 2,000 円

事業名	交流会事業		
事業目的	仁尾町民・その他住民との交流を図る。		
事業内容	里山交流会、ガイド交流会、ふれあい交流会を行った。		
実施日時	里山交流会：5月3日（土）8:00～12:00、5月12日（月）8:00～12:00 5月14日（水）8:00～12:00、6月19日（木）9:30～12:30 10月19日（日）14:00～17:00、11月7日（金）8:30～15:00 ガイド交流会：10月18日（土）10:30～15:30 ふれあい交流会：11月1日（土）10:00～13:00		
実施場所	仁尾町妙見山、古木里庫、鷹の巣山、さぬき市志度		
受益者	仁尾町民他 約60人	従事人数（実人数）	5人
		従事人数（延人数）	21人
本事業の評価	町内外の住民と交流を深める事ができる、大変重要で喜ばれる事業であるため、他団体に承継。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	65,798 円	支出額 65,798 円
	内訳	受取交付金	59,798 円
		受取負担金	6,000 円
		諸謝金	22,560 円
		旅費交通費	9,140 円
		消耗品費	26,598 円
	内訳	地代家賃	1,500 円
		研修費	6,000 円

事業名	観光看板維持管理事業		
事業目的	町内観光看板の維持管理		
事業内容	設置してあった観光看板の撤去作業を行った。		
実施日時	業者：11月21日（金）13:00～16:30 会員：11月25日（火）13:30～14:00		
実施場所	仁尾町 曾保、吉津峠、加嶺峠、詫間越、川尻（仁尾港進入口）		
受益者	仁尾町民他・観光客	従事人数（実人数）	3人
		従事人数（延人数）	3人
本事業の評価	観光客等の印象を良くするためにも必要な事業であるが、解散後、維持管理出来ないので撤去した。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	10,380 円	支出額 10,380 円
	内訳	受取交付金	10,380 円
		賃借料	4,500 円
		保険料	5,000 円
		支払手数料	880 円

【研修調査広報部会】

事業名	ホームページ管理事業		
事業目的	まちづくり推進隊仁尾の活動を発信し、認知度を向上させまちづくりへの参加を促す。		
事業内容	ホームページを通し推進隊の概要や活動を町民をはじめ、仁尾町内外へ発信した。		
実施日時	随時		
実施場所	まちづくり推進隊仁尾事務局		
受益者	ホームページ閲覧者	従事人数（実人数）	6人
		従事人数（延人数）	114人
本事業の評価	必要な事業であったが、解散するため11月末で更新終了。3月末にHPを閉鎖する。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	78,960 円	支出額 78,960 円
	内訳 受取交付金	78,960 円	内訳 業務委託費 78,960 円

事業名	推進隊だより発行事業		
事業目的	まちづくり推進隊仁尾の活動を知らせ、まちづくりの認知度向上を図る。		
事業内容	まちづくり推進隊仁尾の活動内容や周知事項をまとめた広報紙を発行し、全戸に配布した。		
実施日時	通年（年1回発行、1月）		
実施場所	まちづくり推進隊仁尾事務局		
受益者	仁尾町民他	従事人数（実人数）	6 人
		従事人数（延人数）	12 人
本事業の評価	推進隊の活動を知ってもらうために必要な事業であるが、1月号をもって最終号とする。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	31,339 円	支出額 31,339 円
	内訳 受取交付金	31,339 円	内訳 印刷製本費 31,339 円

事業名	活動参加推進事業		
事業目的	会員が楽しみながら活動を継続できるよう活動参加意識の向上を図る。		
事業内容	まちづくり推進隊仁尾が開催するイベントおよび会などまちづくり活動に参加し易く、会員が楽しみながら活動を継続して参加できる仕組みやシステム作りを目指した。会員に周知を行い活動参加を促した。 （11月末をもって、全清算した。）		
実施日時	通年（随時）		
実施場所	まちづくり推進隊仁尾事務局		
受益者	会員 32人	従事人数（実人数）	2 人
		従事人数（延人数）	59 人
本事業の評価	継続的に活動に参加する者が増えてきていたが、11月末をもって終了した。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	67,500 円	支出額 67,500 円
	内訳 受取交付金	67,500 円	内訳 諸謝金 67,500 円

事業名	持込資源収集事業		
事業目的	家庭の不要物などの資源再利用の意識を促す。		
事業内容	家庭にある古紙等資源の持込収集を実施した。今年度も家電を収集した。		
実施日時	11月16日（日）8:00～10:00		
実施場所	市民センター仁尾 駐車場		
受益者	仁尾町民	従事人数（実人数）	10 人
		従事人数（延人数）	12 人
本事業の評価	非常に好評であったため、来年度、他団体が実施してくれることを祈る。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	83,552 円	支出額 51,771 円
	内訳 受取補助金	0 円	内訳 諸謝金 42,000 円
	事業収益	1,450 円	消耗品費 7,200 円
	内訳 受取補助金（未収金）	33,680	食糧費 2,571 円
	事業収益（未収金）	48,422	
	収益 83,552 円		
	支出 51,771 円		
	差額 31,781 円		

【移譲業務】

事業名	自治会連合会仁尾支部 事務局		
事業目的	自治会長と連携し自治会連合会仁尾支部の業務を円滑に進める。		
事業内容	自治会連合会仁尾支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①自治会連合に関する業務（総会・役員会・視察研修等） ②自治会からの要望事項に関する連絡調整 ③「広報みとよ」等の自治会別配布物の手配		
実施日時	通年（随時）		
実施場所	仁尾町全域・まちづくり推進隊仁尾事務局		
受益者	自治会長・仁尾町民	従事人数（実人数）	2 人
		従事人数（延人数）	計算不能
本事業の評価	自治会連合会仁尾支部の業務を円滑に進めるために重要な事業である。総務課に承継する。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	240,000 円	支出額 240,000 円
	内訳 受取交付金	240,000 円	内訳 支払助成金 240,000 円

事業名	地区衛生組織連合会仁尾支部 事務局		
事業目的	地区衛生委員と連携し地区衛生仁尾支部の業務を円滑に進める。		
事業内容	地区衛生連合会仁尾支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①地区衛生連合会に関する業務（総会・理事会・視察研修等） ②地区衛生事業・環境美化事業に関する業務（清掃道具貸出し・補助金支払等・残土等仮置場管理・河川海岸保全活動補助業務等） ③自治会からの要望事項に関する連絡調整		
実施日時	通年（随時）		
実施場所	仁尾町全域・まちづくり推進隊仁尾事務局		
受益者	地区衛生委員・仁尾町民	従事人数（実人数）	2 人
		従事人数（延人数）	計算不能
本事業の評価	地区衛生連合会仁尾支部の業務を円滑に進めるために重要な事業である。環境衛生課に承継する。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	0 円	支出額 0 円

事業名	交通安全業務		
事業目的	交通安全を推進する。		
事業内容	交通安全に関する業務。 ①交通安全週間に街頭キャンペーンの実施 ②グリーンパトロール隊補助業務		
実施日時	①4月10日(水)・7月5日(金)・9月30日(月) ② 通年		
実施場所	①市民センター仁尾前交差点 ②まちづくり推進隊仁尾事務局内		
受益者	仁尾町民	従事人数（実人数）	2 人
		従事人数（延人数）	計算不能
本事業の評価	交通安全を推進するために重要な業務である。総務課に承継する。	次年度以降の実施予定	継続 ☒ 廃止
決算額	収入額	0 円	支出額 0 円

3 総会・理事会の開催状況

会議名	第1回理事会			
開催日時	令和7年4月11日	19時00分～19時30分	出席状況	11人（内監事1人）
審議及び議決内容	・令和6年度事業報告について ・令和6年度収支決算報告について（監査報告） ・令和7年度通常総会の資料について			

会議名	令和7年度 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾 通常総会			
開催日時	令和7年4月18日	19時00分～19時40分	出席状況	37人（内委任状19名）
審議及び議決内容	・令和6年度事業報告について ・令和6年度収支決算報告について（監査報告） ・令和7年度役員名簿（案）について ・令和7年度事業計画（案）について ・令和7年度収支予算（案）について			

会議名	第2回理事会			
開催日時	令和7年5月26日	19時00分～20時05分	出席状況	11人（内監事2人）
審議及び議決内容	・令和7年度 第1回部会の協議内容及び結果報告（報告） ・令和7年度の活動に対する意見等について ・竜まつり実行委員会との転貸借契約について ・解散の時期及び方法等についての市との協議内容（周知） ・まちづくり団体の支援に係る新制度の概要（周知）			

会議名	第3回理事会			
開催日時	令和7年8月6日	19時00分～20時05分	出席状況	11人（内監事1人）
審議及び議決内容	・令和7年度事業計画及び予算の変更について ・各部会の活動状況及び今後の活動予定について（報告） ・地域防災訓練について（報告） ・令和8年度の組織運営及び事業計画について（意見交換） ・三豊市過疎地域持続的発展計画策定に伴う住民集会について（周知）			

会議名	第4回理事会			
開催日時	令和7年10月30日	19時00分～20時30分	出席状況	11人（内監事1人）
審議及び議決内容	・令和7年度臨時総会の招集について ・資産の処分について ・各部会の活動状況及び今後の活動予定について（報告） ・地域防災訓練について（報告） ・令和8年度の組織運営及び事業計画について（意見交換）			

会議名	第5回理事会			
開催日時	令和7年11月19日	19時00分～20時00分	出席状況	12人（内監事2人）
審議及び議決内容	・ 令和7年度臨時総会の議案について ・ 各部会の活動状況及び今後の活動予定について（報告） ・ 地域防災訓練について（報告） ・ 職員の給与について（報告） ・ 令和8年度以降の地域コミュニティ支援の補助金について（周知）			

会議名	令和7年度 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾 第1回臨時総会			
開催日時	令和7年11月28日	19時00分～19時30分	出席状況	40人（内委任状23名）
審議及び議決内容	・ 特定非営利活動法人まちづくり推進隊仁尾の解散について ・ 残余財産の処分について ・ 清算人の選任について			

決算監査報告書

法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾
代表者氏名 清算人 真鍋 芳和 様

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年2月25日まで）の事業報告書、
財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計諸帳簿を監査した結果、適法に
処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和 8 年 2 月 25 日

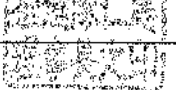
法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾

監 事 辻 演 美 

監 事 浪 越 勇 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

令和8年2月25日

所在地 香川県三豊市仁尾町仁尾辛3-4番地2
名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾
代表者氏名 清算人 真鍋 芳和 

決 算 報 告 書

第 8 期

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 2月25日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾

香川県三豊市仁尾町仁尾辛 3 4 番地 2

貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 8年 2月25日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	165,919
小口 現金	424,105	流動負債 計	165,919
現金・預金 計	424,105	負債合計	165,919
流動資産合計	424,105	正 味 財 産 の 部	
		【正味財産】	
		前期繰越正味財産額	750,874
		当期正味財産増減額	△492,688
		正味財産 計	258,186
		正味財産合計	258,186
資産合計	424,105	負債及び正味財産合計	424,105

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位：円)
令和 8年 2月25日 現在

《資産の部》

【流動資産】			
(現金・預金)			
小口 現金	424,105		
現金・預金 計	424,105		
流動資産合計		424,105	
資産の部 合計			424,105

《負債の部》

【流動負債】			
前受交付金	165,919		
流動負債 計		165,919	
負債の部 合計			165,919
正味財産			258,186

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 2月25日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金	86,500
受取補助金	33,680
受取交付金	8,439,081

【事業収益】

事業 収益	49,872
-------	--------

【その他収益】

受取 利息	3,824
雑 収 益	108,500

経常収益 計

8,721,457

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計	0
------	---

(その他経費)

業務委託費(事業)	194,460
諸 謝 金(事業)	185,060
印刷製本費(事業)	196,928
旅費交通費(事業)	9,140
通信運搬費(事業)	840
消耗品 費(事業)	216,733
食 糧 費(事業)	2,571
地代 家賃(事業)	1,500
賃 借 料(事業)	21,500
保 險 料(事業)	15,550
研 修 費(事業)	6,000
支払手数料(事業)	2,070
支払助成金(事業)	260,550

その他経費計

1,112,902

事業費 計

1,112,902

【管理費】

(人件費)

給料 手当	6,024,183
役員 報酬	180,000
法定福利費	628,830

人件費計

6,833,013

(その他経費)

印刷製本費	41,617
車 両 費	72,710
車両燃料費	15,799
通信運搬費	117,536
消耗品 費	16,578
水道光熱費	154,700
減価償却費	149,081
保 險 料	118,291

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾
全事業所

[税込] (単位：円)
自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 2月25日

リース 料	19,800	
租税 公課	11,100	
支払手数料	63,306	
その他経費計	780,518	
管理費 計		7,613,531
経常費用 計		8,726,433
当期経常増減額		△4,976
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
固定資産除却損	487,712	
経常外費用 計		487,712
税引前当期正味財産増減額		△492,688
当期正味財産増減額		△492,688
前期繰越正味財産額		750,874
次期繰越正味財産額		258,186

特定非営利活動法人まちづくり推進隊仁尾 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊仁尾と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市仁尾町仁尾辛 34 番地 2 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい仁尾町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民の集いの場づくりなどによる地域住民の交流に関する事業
- (2) 各種講座の開催などによる安全、安心、防災に関する事業
- (3) 里山整備などによる環境保全に関する事業
- (4) 各種講座の開催などによる健康及び福祉に関する事業
- (5) 関係諸団体との連携に関する事業
- (6) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体
(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上15人以内
- (2) 監事2人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 前 4 項の規定にかかわらず、任期満了前、2 年以内の最終の事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあつては理事会又は総会の議決により、監事にあつては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数

の3分の1を超えてはならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、もしくは他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市仁尾町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	河津	成雄
副理事長	西山	弘茂
副理事長	渡邊	究
理事	浅野	隆俊
同	岡田	龍宗
同	河田	哲治
同	木下	順子
同	塩田	久美子
同	土岐	泰広
同	中井	日出子
同	西山	秀樹
同	山中	誠
同	吉田	誉範
監事	亀山	和幸
同	原	茂芳

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この定款は、令和 4 年 4 月 21 日より施行する。